

# 山口県と連動した大分県の魅力発信事業委託仕様書

## 企画提案募集要項

### 1 目的

東九州道の開通や周防灘フェリー路線によって、山口県と大分県の交通アクセスが向上するなかにおいて、両県を巡る旅行客が少ない状況にある。

このようななか、両県の共通した素材（魅力）を相互に連動させ、各県が情報発信を行うことで、両県の周遊を促し、誘客促進を図る。

### 2 募集概要

別紙仕様書のとおり

### 3 参加資格等

#### (1) 参加資格

参加できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- ② 大分県から指名停止措置を受けていない者であること。
- ③ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - カ 暴力団（員）に経済上の利便や便宜を供与している者
  - キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に避難される関係を有している者
  - ク 暴力団（員）であることを知りながらこれらを利用している者
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていない者であること。また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者でないこと
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していない者であること

#### (2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類を提出しなかったとき

- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽または不正があったとき
- ⑤ 見積金額が事務局の提示する予算上限額を上回るとき

#### 4 企画提案書の提出等

業務の目的等に留意のうえ、下記の書類を4部作成し、提出期限までに提出すること。

A4サイズ（片面印刷）。白黒、カラーは問わない。

##### (1) 提出書類

- ① 表紙（様式自由）
  - ・会社名、担当者名及び電話番号等連絡先を明記すること。
- ② 企画提案書（様式自由）
  - ・企画提案の提出は1社1案とする。
  - ・企画書には、下記の事項を記載すること。
    - (i) 仕様書（1）における大分県素材の提案
    - (ii) 仕様書（2）における取材日程案、及び取材方法（人選、媒体等）
    - (iii) 仕様書（3）における大分県ページの作成イメージ
    - (iv) 仕様書（4）における共同トップページの作成イメージ
    - (v) 事業スケジュール
    - (vi) その他、各者の強みを生かした特別な提案等
- ③ 見積書（様式自由）
  - ・項目ごとに単価、金額等内訳を記載すること。
- ④ 業務実施体制表（様式自由）
  - ・組織体制、受託責任者、予定担当者、当該配置予定担当者の経歴及び業務実績等を記載したもの。
- ⑤ 企業組織の概要（様式自由）
- ⑥ 同様の事業実施実績

##### (2) 提出期限

平成29年11月20日（月）17時

##### (3) 提出先

下記参照

##### (4) 提出方法

持参又は郵送による。

- ・郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ・持参する場合は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く午前9時から午後5時（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。

#### 5 審査の実施

##### (1) 審査方法

主催者にて審査を行う。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、速やかに全ての提案者に通知する。

6 その他

- ・企画提案に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- ・この要項に定めのない事項については、別途協議のうえ決定する。
- ・提出された企画提案書は返却しない。
- ・提出期限後の企画提案書の提出は認めない。また提出期限後の差替え及び再提出も認めない。
- ・採用された企画案については、内容の一部変更を指示することがある。

問合せ先・提出先

公益社団法人ツーリズムおおいた 奈良

〒870-0029 大分市高砂町2番50号 OASIS ひろば2 1 3階

TEL:0977-536-6250 FAX:097-536-6251 Mail:nara@we-love-oita.or.jp